破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第５５１号
大阪府東大阪市西堤本通西３丁目１番26号
シャルムメゾン大和302号
債務者　株木　仁美（旧姓森）
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　　弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月12日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４１２号
大阪府寝屋川市寿町45番15号
債務者　宮田　　聡
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　　弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月12日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７１０号
大阪府東大阪市西石切町７丁目６番13―611号
債務者　上村　清美
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　七堂　眞紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２号
福岡県柳川市三橋町蒲船津1024番地
債務者　式　　哲也
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兵頭　充紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月30日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第４９０号
秋田市桜１丁目８番39号　メゾンドゥサクラ204号室、住民票上の住所秋田市旭南３丁目６番31―602号
債務者　嵯峨　清和
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木俊幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月15日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４４６号
神戸市中央区元町通５丁目２番３―807号
債務者　木山　治男
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田　勇樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月15日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４６６号
神戸市北区淡河町中山500番地
債務者　ＭＫサービスこと　樫木　資幸
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　亜衣子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５０９号
神戸市垂水区旭が丘３丁目15番53号
債務者　笹倉　祥男
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井口　寛司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８２３号
大阪府寝屋川市成美町19番13号
債務者　吉田表具店こと　吉田　勝利
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　普門　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月15日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５００号
大阪市阿倍野区阿倍野筋４丁目19番10―1001号
債務者　坂根　　元
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　普門　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月15日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９２号
兵庫県宝塚市梅野町３番10―204号、前住所兵庫県宝塚市御殿山２丁目16番４号
債務者　中井　　忍
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂井希千与
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月22日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２５３号
兵庫県姫路市山田町多田1547―２、住民票上の住所兵庫県加西市北条町北条474番地の15
債務者　長濱　吉雅
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　元秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月15日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２３０号
岩手県花巻市円万寺字下中野12番地９
債務者　冨澤　幸雄
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　研介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第９２７号
横浜市金沢区釜利谷東１丁目29番４号
債務者　岡本亞由美
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安達　由幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月８日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９１１号
福岡市中央区平尾３丁目25番１号
債務者　岡田　　崇
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３８２号
兵庫県宝塚市中山桜台６丁目17番１―502号
債務者　丹羽　民憲
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　圭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１３号
鹿児島県鹿児島市魚見町128番地１
債務者　安永　政広
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係